

第4期美術品補償制度部会（第5回）・専門調査会（第5回）合同会議  
（平成27年2月27日）における主な意見

1. 美術品補償制度の自己負担額の引下げに当たっての論点について

◆制度適用実績への評価について

- 制度が活用されているか否かの評価については、展覧会の件数・回数により評価するのではなく、質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が支援するという法律の趣旨や、国立美術館・博物館のみならず、公私立の登録博物館・博物館相当施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するという法律の趣旨に照らして評価すべき。現状では、制度が適用される地域に偏りがあり、かつ公私立の美術館・博物館への適用件数が少ないという点で問題がある。
- 制度が創設してから3年半余りであり、展覧会主催者が試行錯誤の中で制度の適用を検討してきた状況を踏まえれば、展覧会の件数・回数のみで制度が活用されているか否かを評価するのは適切ではない。
- 質の高い展覧会が広く全国で開催されるようにするという点については、美術館の財政状況が厳しく、ある程度規模の大きな展覧会を開催することがなかなかできないという状況の中では、時間をかけて少しずつ対応していくしかないと考える。

◆制度適用の要件・基準、審査の厳格化について

- 現在の審査も厳しく行っており、50億円を引き下げた結果、現在より多くの申請があったとしても、制度適用の基準をより厳しくする必要はない。当然、採択できない申請も出てくると思うが、そのための審査であって、現在の基準は維持すべきである。
- 制度適用の基準は緩和すべきではなく、民間保険よりも厳しい基準で審査し、リスクを最小限に抑えることで、日本の美術品補償制度の適用を受けた展覧会は通常の展覧会よりも安全であるということを、美術品を貸す側に認識してもらうことが重要である。

#### ◆補償料の納付について

- 美術品補償制度において補償料を納付させていない外国の事例を参考にすべき。また、補償料を納付させることになれば、国が民間保険会社と同様の業務を行うこととなり、民業圧迫という批判を招きかねない。
- 補償料を納付させるのではなく、制度の適用により保険料が軽減された分、安全対策に充ててリスクを軽減するという制度にすることが必要である。

#### ◆民間保険会社との関係について

- これまで、損害保険業界にとっては、地震のリスクを引き受けることは大きな負担だったが、美術品補償制度により、地震のリスクを国が補償するようになったことは、損害保険業界にとっても良いことである。
- 美術品補償制度が適用された美術館は、消防の「丸適マーク」と同様に、例えば「美術品展示丸適マーク」を取得した美術館として、保険料率の算定の際、民間保険会社が当該美術館のマネジメントが良いという評価ができるような仕組みにしていければ良いのではないか。
- 美術品補償制度が適用されることにより、保険料が軽減され、民間保険会社の収入が減少したという面では、民業圧迫は起こっている。一方、制度が創設されたことで、海外に再保険をかけられずに民間保険会社が保険を提供できなくなるというリスクは減少したという意味では、民業にとって有り難い制度である。
- 現在の50億円という自己負担額は、民間保険会社が資本を提供できる限度にうまく設定されていると考える。

#### ◆保険料の軽減について

- 例えば、50億円を10億円まで引き下げた際に、自己負担額の10億円に近い規模の展覧会であっても、展覧会の総予算が余り大きくない中では、実額として例えば50万円でも保険料が軽減できれば、展覧会主催者にとっては意味がある。
- 50億円を引き下げた際に、自己負担額に近い規模の展覧会における保険料の軽減額がたとえ数十万円であっても、教育普及事業などを実施することは可能であり、国民的利益への還元方策も様々なものが考えられる。
- 美術品保険の場合、日本の民間保険会社は、引き受ける額のほとんどについて海外で再保険をかけており、保険料は海外の保険市場のレートに依存している。

#### ◆望ましい自己負担額及び補償限度額について

- 50億円を引き下げた場合、展覧会の内容や規模、借り受ける方法等によって、保険料の軽減額がどの程度になるのか、シミュレーションをすることが必要である。
- 例えば、小規模の美術館や地方の美術館においては、評価額が20～30億円程度の、展覧会の目玉となる美術品を1点だけ借り受けるという事例が多いため、大規模の美術館と、小規模の美術館や地方の美術館とは別の枠にするなど、きめの細かい制度に変えることが必要ではないか。
- 現在は、総評価額が大きく、かつ借用先が一つである展覧会が最も制度による恩恵を受けているが、展覧会の開催意義を加味して審査することが必要ではないか。
- 全国美術館会議からは、地震・テロの場合と同様の1億円まで引き下げることがを要望した。海外からも、地震・テロの場合には1億円、それ以外の通常損害の場合には50億円という2つの構造になっていることについて、わかりにくいという指摘がある。
- 50億円から1,000億円の損害まで補償するという現在の補償範囲は変えずに、50億円以下の展覧会における損害を補償する別の枠組みを作り、自己負担額は例えば1億円、適用件数は例えば年間10件までとし、年間の補償額が最大でも500億円になるような仕組みも考えられるのではないか。その際、多くの申請が予想されるため、適用件数はある程度限定することが望ましい。
- 50億円を引き下げた場合に、審査委員にどの程度の負担がかかるのか等についても、シミュレーションが必要ではないか。

## 2. 「審議のまとめ」素案【修正案】について

- 3. 「(2) 美術品補償制度に係る課題」において、私立館への制度の適用について、国立館・公立館とは別に書き分けられているが、国立館・公立館と同列に書くべき。
- 4. (1) の「①補償範囲について」の中で、「中小規模の展覧会においては、入場料の軽減や教育普及活動の充実といった国民的利益への還元は余り見込まれない」とあるが、中小規模の展覧会の場合、全体の入場者も少なくなるため、大規模の展覧会と同様に、入場料を軽減することは可能ではないか。
- 4. (1) の「①補償範囲について」の中で、「通常損害の自己負担額50億円という現行の補償範囲の引下げを目指すことが必要である」とあるが、「引下げを行うことが必要である」としていただきたい。